

十一、附 錄

- 一 職業紹介法（昭和十三年四月一日法律第六十一號）
- 一 職業紹介法施行令（昭和十三年六月二十九日勅令第四百四十九號）
- 一 職業紹介法施行規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十五號）
- 一 職業紹介委員會官制（昭和十三年六月二十九日勅令第四百五十三號）
- 一 無料職業紹介事業規則（昭和十三年六月二十日厚生省令第十六號）
- 一 營利職業紹介事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十七號）
- 一 供給事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十八號）
- 一 勞務者募集規則（昭和十五年十一月十五日厚生省令第五十號）

職業紹介法

(昭和十三年四月一日
法律第六十一號)

改正 昭和十五年三月三十一日法律第七十四號(イ)

第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

職業紹介所及聯絡委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業委員會ヲ置ク

職業紹介委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一五八

第七條 削除

第八條 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇備スル爲勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第二條ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二、第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ有料又ハ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十條 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十一條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者が其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ノ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五條 第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

附則

第十七條 本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行）

第十八條 從前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業紹介委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官（東京府知事及警視總監トス）ニ許可ヲ申請スベシ前項ノ者ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

附則（昭和十五年法律第七十四號）

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法施行令

（昭和十三年六月二十九日勅令第四百四十九號）

改正 昭和十五年三月三十一日勅令第二百二十六號（イ）

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

東京市 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

第二條 道府縣市町村ハ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ所在地ヨリ就業地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得（イ）道

府縣市町村ハ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭勞務者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得（ウ）

第三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス（ス）

附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年勅令第二百二十六號）

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一六二

職業紹介法施行規則

(昭和十三年六月二十九日)
(厚生省令第十五號)

改正 昭和十六年二月一日厚生省令第二號(五)

- 第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市區町村長ノ行フ國民職業指導所ノ業務左ノ如シ(五)
- 一、勞務ノ需給ニ關スル查察ヲ行ヒ之ヲ所轄國民職業指導所ニ通報スルコト
 - 二、國民職業指導所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ付之ヲ所轄國民職業指導所ニ取次グコト
 - 三、求人者又ハ求職者ノ身元調査其ノ他ニ關シ國民職業指導所ヨリ照會アリタル場合之ヲ調査シ回答スルコト
 - 四、國民職業指導所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト
 - 五、前號ノ場合其他必要アル場合市區町村民ニ對シ就職ノ指導保護ヲ爲スコト
- 市區町村長前項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ所轄國民職業指導所長ノ指揮スル所ニ依ルベシ(五)
- 第二條 聯絡委員ハ市區町村長ノ行フベキ國民職業指導所ノ業務ニ付市區町村長ヲ補助スルノ外國

國民職業指導所ヨリ特ニ補助スベキコトヲ求メラレタル事項ニ付國民職業指導所ヲ補助スベシ(五)

附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介委員會官制

(昭和十三年六月二十九日)
(勅令第四百五十三號)

改正

昭和十六年一月九日勅令第三十二號(五)
昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(三)

- 第一條 職業紹介委員會ハ中央職業紹介委員會及道府縣職業委員會トス中央職業紹介委員會ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ監督ニ屬ス
- 委員會ハ職業紹介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス
- 委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ失業對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス(五)
- 委員會ハ職業係介法第三條ニ規定スル事業ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 中央職業紹介委員會ハ厚生省ニ之ヲ置ク
- 道府縣職業紹介委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス
- 第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一六三

第四條 中央職業紹介委員會ノ會長ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央職業紹介委員會ノ委員ハ四十人以内トス。(五)

道府縣職業紹介委員會ノ委員ノ定數ハ厚生大臣之ヲ定ム

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 中央職業紹介委員會ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
道府縣職業紹介委員會ノ委員及臨時委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

委員中ニハ使用者側ヲ代表シ得ル者及勞務者側ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フルコトヲ要ス

第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央職業紹介委員會ニ在リテハ厚生大臣ノ指名スル委員、道府縣職業紹介委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
道府縣職業紹介委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ書記ハ厚生大臣、道府縣職業紹介委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年勅令第二百八十一號職業紹介委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十六年勅令第三十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

失業對策委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十七年十一月勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

無料職業紹介事業規則 (昭和十三年六月二十九日
厚生省令第十六號)

改正 昭和十六年二月一日厚生省令第三號(五)
昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號(三)

第一條 本令ハ職業紹介法第二十條ノ規定ニ依ル無料ノ職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二條 無料ノ職業紹介事業ヲ行フ者(以下經營者ト稱ス)ハ從前許可ヲ受ケテ設肆シタル職業紹介所ノ位置、設備、職員定數及主トシテ紹介セントスル職業ノ種類ニ依リ其ノ事業ヲ行フモノトス

第三條 經營者ハ其ノ事業所ノ位置若ハ設備、職員定數又ハ主トシテ紹介セントスル職業ノ種類ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ許可ヲ受クベシ(ろ)

第四條 經營者ハ其ノ事業所ノ名稱中ニ職業紹介所又ハ國民職業指導所若ハ之ニ類スル文字ヲ用フルコトヲ得ズ(五)

第五條 經營者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ報價トシテ手數料其ノ他ノ財物又ハ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 經營者其ノ住所又ハ氏名(法人ナルトキハ其ノ事務所ノ所在地若ハ名稱)ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ
經營者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、經營者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ

前項ニ準ジ届出ヅベシ

第七條 經營者ハ事務所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ票簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載スベシ

- 一、求人票
- 二、求職票
- 三、紹介日計簿

第八條 經營者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ別表ノ様式ニ依リ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第九條 地方長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ書類、帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ業務ヲ檢閲スルコトヲ得

第十條 地方長官ハ經營者ガ本令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ停止又ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

經營者ハ其ノ設置シタル職業紹介所廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ事業所ノ名稱ヲ事業所所在地ヲ管轄

スル地方長官ニ届出ゾベシ

一六八

附則 (昭和十六年厚生省令第三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

營利職業紹介事業規則

(昭和十三年六月二十九日
厚生省令第十七號)

改正

昭和十五年十一月十五日厚生省令第四十八號(イ)
昭和十六年二月一日厚生省令第四號(ろ)

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第二十一條ノ規定ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者(以下紹介業者ト稱ス)ハ其ノ事業所ノ位置、主トシテ紹介セントスル職業ノ種類、手數料額若ハ其ノ領收方法又ハ法人ノ定款若ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ

許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ノ申請書ハ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長(以下國民職業指導所長ト稱ス)ヲ經由スベシ(イ、ろ)

第三條 紹介業者及其ノ同居ノ戶主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦若ハ之ニ類スルモノノ周旋業、勞務供給事業、煙屋、古物商、金錢貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ若ハ其ノ營業者ノ從業者トナリ又ハ勞務者ノ募集從事者トナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ(イ)

前項ノ規定ハ紹介業者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ニ限ニ在ラズ

第四條 紹介業者ハ其ノ事業所ノ名稱中ニ職業紹介所若ハ國民職業指導所長又ハ之ニ類スル文字ヲ用フルコトヲ得ズ(ろ)

第五條 紹介業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ紹介スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾

一六九

ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者、承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ報償トシテ財物其ノ
他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第七條 紹介業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一、事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
- 二、紹介ニ關シ事實ヲ隱蔽シ又ハ虚構シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト
- 三、求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト
- 四、求職者ヲ宿泊セシムルコト
- 五、金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ就職ヲ誘導スルコト
- 六、被傭中ノ者ヲ勸誘シ他ニ紹介スルコト
- 七、事業所外ニ於テ被傭者タルコトヲ勸誘スルコト
- 八、求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
- 九、紹介ニ依ル雇傭ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト
- 十、求職者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

十一、求職者ニ對シ財物ノ賣買又ハ質入ヲ勸誘スルコト

十二、求職者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト

十三、藝妓、娼妓、酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋ヲ爲スコト

十四、求職者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

十五、求職者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

十六、紹介ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト

十七、事業所ニ揭示スルモノノ外求人又ハ求職ニ關スル廣告ヲ爲スコト(五)

第八條 紹介従業者ヲ使用スルトキハ使用ノ開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、
年齢及履歷ヲ國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(五、ろ)

第三條第一項、前條第九號乃至第十六號及其ノ罰則ノ規定ハ従業者ニ之ヲ準用ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當セルトキハ紹介業者ハ七日以内ニ國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い
ろ)

一、紹介業者ノ本籍、住所、氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、理事其ノ
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ハ氏名)又ハ事業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

- 二、紹介業者廢業シタルトキ
- 三、從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ
- 四、從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ
- 五、從業者死亡シタルトキ

紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、紹介業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十條 法第二十一條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ戸籍抄本ヲ添ヘ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請スベシ

- 一、本籍、住所、氏名、年齢及履歴
- 二、被相續人ノ氏名並ニ事業所ノ位置及名稱
- 三、被相續人トノ續柄及相續開始ノ事由
- 四、主トシテ紹介セントスル職業ノ種類
- 五、手数料額及其ノ領收方法

第二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 紹介業者ハ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載スベシ(五)

- 一、求人簿(様式第一號)
- 二、求職簿(様式第二號)
- 三、紹介日計簿(様式第三號)
- 四、手数料收受簿(様式第四號)

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十二條 紹介業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ事業所毎ニ様式第五號ニ依リ國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(五、ろ)

第十三條 當該官吏ハ紹介業者ニ對シ書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官必要アリト認ムルトキハ手数料額又ハ其ノ領收方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一、紹介業者本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 二、紹介業者正當ノ事由クナシテ六月以上其ノ業務ヲ行ハザルトキ

三、前各號ノ外紹介業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルトキ

第十六條 國民職業指導所長ハ從業者職業紹介業務ニ從事セシムルニ適セズト認ムルトキハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得(イ、ロ)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第二條第一項、第三條乃至第七條、第八條第一項、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者(ウ)

二、第十一條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三、第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

四、第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ行ヒケル者

第十八條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

紹介業者ハ從業者、同居ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十條 本令中地方長官トアルハ附則第三項ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

第二十一條 本令ハ法第十五條第一項ノ規定ニ依リ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ
附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第三項及其ノ準用ニ關スル規定ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年内務省令第三十條營利職業紹介事業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第十二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長ニ爲スベキ届出ハ昭和十四年三月三十一日迄ハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

附則 (昭和十五年厚生省令第四十八號)

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十六年厚生省令第四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

一七六

勞務供給事業規則

(昭和十三年六月二十九日
厚生省令第十八號)

改正

昭和十五年十一月十五日厚生省令第四十九號(ハ)、昭和十六年二月一日厚生省令第五號(ニ)、同年十二月二十九日厚生省令第七十一號(ハ)、昭和十九年九月二十七日厚生省令第三十四號、同二十年十月二十二日厚生省令第四十二號

第一條

本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務供給事業ニ之ヲ適用ス

第二條

法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ第務供給事業ハ勞務者ヲ有料ニテ又ハ營利ノ

目的ヲ以テ供給スル事業トス(ハ、ハ)

第三條

勞務供給事業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請スベシ

- 一、本籍、住所、氏名、年齢及履歷、法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、定款、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及履歷
- 二、事業所ノ所在地及名稱

三、主トシテ勞務者ヲ供給スル區域又ハ勞務者ノ主タル供給先(ウ)

四、所屬勞務者ノ職種別員數(イ)

五、所屬勞務者ニ支給スル賃金其ノ他ノ給與ノ額及支給方法(ス)

六、供給ニ依ル收益方法又ハ報償ノ額若ハ率(ク)

七、他ノ勞務供給事業ヲ行フ者ニ對シ所屬勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法(ニ)

八、他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル勞務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法(ニ)

九、所屬勞務者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置

十、所屬勞務者ニ對スル金品ノ貸付及回收方法

十一、所屬勞務者ノ宿泊施設ヲ設クルトキハ其ノ所在地、構造(平面圖添付)、宿泊定員及宿泊料額

十二、所屬勞務者ニ對スル福利施設ヲ設クルトキハ其ノ内容

十三、作業請負業ヲ兼業スルトキハ其ノ概要

第四條

勞務供給事業ヲ行フ者(以下供給業者ト稱ス)ハ事業所ノ所在地、前條第三號乃至第十二號ノ事項又ハ法人ノ定款若ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事

一七七

業所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ(五)

第五條 前二條ノ許可ノ申請書ハ事業所一道府縣内ニ數事業所ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ道府縣内ニ於ケル主タル事業所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ(イ、ろ)

第六條 供給事業及其ノ同居ノ戸主、家族ハ宿屋、料屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦若ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金錢貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者トナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ(五)

前項ノ規定ハ供給業者法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 供給業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニシテ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾ナキ者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ一 供給業者ハ年齢十四年未滿ノ者ヲ所屬勞務者ト爲スコトヲ得ズ

第七條ノ三 供給業者厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル範圍ノ勞務者ヲ所屬勞務者トラシメントスル場合ニ於テハ當該勞務者ノ居住地ヲ管轄スル勤務署長ノ承認又ハ地方長官ノ指定スル團體ノ指示ヲ受クベシ

第七條ノ四 地方長官、國民職業指導所長又ハ地方長官ノ指定スル團體勞務調整上必要アリト認めルトキハ供給業者ニ對シ所屬勞務者ノ供給先、供給人員、其ノ他供給ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第七條ノ五 供給業者前條ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ從フコトヲ要ス

第八條 供給業者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一、事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
- 二、所屬勞務者ノ意志ニ反シテ供給ヲ爲スコト
- 三、金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ所屬勞務者タルコトヲ勸誘スルコト
- 四、被傭中ノ者ヲ勸誘シ所屬勞務者トスルコト
- 五、所屬勞務者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト
- 六、所屬勞務者ニ對シ財物ノ賣買又ハ質入ヲ勸誘スルコト

- 七、所屬勞務者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト
 - 八、所屬勞務者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
 - 九、所屬勞務者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト
 - 十、所屬勞務者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他所屬勞務者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
 - 十一、當該官吏又ハ所屬勞務者ヲ保護スル者ニ對シ所屬勞務者ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト
 - 十二、所屬勞務者ノ宿泊施設ニ定員ヲ超エテ宿泊セシムルコト
 - 十三、故ナク所屬勞務者ノ宿泊施設ニ所屬勞務者ニ非ザル者ヲ宿泊セシムルコト
- 第九條 供給業者從業者ヲ使用スルトキハ使用開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷ヲ事業所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ
- 第六條第一項、前條第五號乃至第九號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ供給事業ハ七日以内ニ業者所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)
- 一、供給業者ノ本籍、住所、氏名法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、理事其ノ他

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ハ氏名)又ハ事業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

- 二、供給業者廢業シタルトキ
- 三、從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ
- 四、從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ
- 五、從業者死亡シタルトキ

供給業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、供給業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十一條 供給業者ハ事務所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ日日供給ニ關スル事項ヲ記載スベシ(う、は)

- 一、所屬勞務者名簿(様式第一號ノ二)
- 一、勞務者供給簿(様式第二號)
- 三、資金受拂簿(様式第三號)

前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十二條 供給業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ各事業所毎ニ様式第四號ニ依リ事業所在地所在ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(う、ろ)

第十三條 當該官吏ハ供給業者ニ對シ書類、帳簿ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
 第十四條 地方長官必時アリト認ムルトキハ第三條第四號乃至第十二號ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得(い、ろ)

地方長官必要アリト認ムルトキハ所屬勞務者ノ所屬解除ヲ命ズルコトヲ得
 第十五條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

一、供給業者本令若ハ本令ニ基ク命令又ハ之ニ基キテ爲シタル處分(第七條ノ四ノ規定ニ依ル指示ヲ含ム)ニ違反シタルトキ

二、供給業者正當ノ事由ナクシテ六月以上其ノ業勞ヲ行ハザルトキ

三、前各號ノ外供給業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルトキ

第十六條 國民職業指導所長ハ從業者勞務供給事業ニ徒事セシムルニ適セズト認ムルトキハ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得(い、ろ)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第四條、第六條乃至第七條ノ三、第八條、第九條第一項、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者

二、第七條ノ四ノ規定ニ依ル指示ニ從ハザル者

三、第十一條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

四、第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

五、第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ行ヒタル者

第十八條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

供給業者ハ從業者、同居ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第二條ノ規定ニ拘ハラズ業勞ノ種類ニ限り別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十一條 本令中地方長官トアルハ附則第二項ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

附則

一八四

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條第二項ノ規定ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

十二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長ニ爲スベキ届出ハ昭和十四年三月三十一日迄ニ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

法第二十二條ノ勞務供給事業ヲ行フ者又ハ其ノ戸主若ハ家族本令施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ禁止セラレタル事項ヲ行フトキハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケテ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限り其ノ事項ヲ行フコトヲ得

附則

(昭和十五年厚生省令第四十九號)

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行ノ際現ニ行フ勞務供給事業ニシテ従前ノ規定ニ依リ法第八條第一項ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フ者ガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限り其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス

附則

(昭和十六年厚生省令第七十一號)

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ行フ勞務供給事業ニシテ従前ノ規定ニ依リ法第八條第一項許可ヲ受クルコトヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フモノガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限り其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス

本令施行ノ際現ニ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ勞務者ヲ所屬セシメ居ルモノニ付テハ當該期間ノ滿了迄第七條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ第七條ノ三第二項第四號ノ申請期日ハ供給業者ニシテ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於テ日日又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メ勞務者ヲ所屬勞務者タラシメントスル場合ニ限り同條同項同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年二月十日トス

前項ノ場合ニ於テ供給業者ニシテ前項ノ申請期日迄ニ認可ヲ申請シタル場合ニ於テハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル迄ハ第七條ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附則

(昭和十九年厚生省令第三十四號)

本令ハ昭和十九年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第七條ノ三第三項ノ規定ニ依ル承認又ハ指示ハ當分ノ間地方長官ノ定ムル場合ニ於テハ之ヲ受クル
コトヲ要セズ

一八六

附則 (昭和二十年厚生省令第四十二號)

本令ハ昭和二十年十月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

勞務者募集規則

(昭和十五年十月十五日
厚生省令第五十號)

改正

昭和十六年二月一日厚生省令第六號(ニ)、
同年十二月二十九日厚生省令第七十二號(ニ)

第一條

本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務者ノ募集ニ之ヲ適用ス

第二條

國民職業指導所長ノ指定スル者ノ行フ國民職業指導所長ノ指定スル様式ニ依ル文書ノ掲出
又ハ頒布ノミニ依ル勞務者ノ募集ヲ除クノ外勞務者ノ募集ハ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ
受クベキモノトス(ニ)

第三條

本令ニ於テ募集主トハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行フ者ヲ謂ヒ募集従事者トハ募

集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ら雇傭センガ爲勞務者又ハ勞務者タルベキ者ニ對シ應募ヲ勸誘シ又ハ應
募者ヲ其ノ就業場以外ノ場所ニ於テ詮衡シ若ハ引率旅行スル者ヲ謂ヒ募集地トハ募集ニ關スル文
書ヲ頒布若ハ掲出シ又ハ募集従事者ガ應募ノ勸誘若ハ應募者ノ詮衡ヲ爲ス地ヲ謂フ

第四條 勞務者ノ募集許可ハ募集地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版
物ニ掲載スル廣告ノミニ依ル募集ニ付テハ之ヲ掲載スル出版物ノ發行地ヲ管轄スル地方長官之ヲ
行フ

第五條 勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ様式第一號ニ依リ申請スベ
シ

一、募集主ニ關スル事項

二、應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項

三、募集人員、募集期間及募集區域ニ關スル事項

四、募集方法ニ關スル事項

五、其ノ他募集ニ關スル事項

勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ前項第一

號ノ事項、變更セントスル事項及變更ヲ必要トスル事由ヲ具シ許可ヲ受クベシ

前二項ノ申請ハ之ニ其ノ副本（募集地（前條但書ノ募集ナル場合ハ出版物ノ發行地）ハ應募者就業場所所在地ト同一道府縣ニ在ル場合ハ一通、其ノ他ノ場合ハ二通）ヲ添附シ應募者ノ就業場所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ（五）

第六條 二以上ノ道府縣ノ區域ニ跨リ勞務者ノ募集ヲ行ハントスル者ハ様式第二號ニ依ル勞務者募集計畫書ヲ應募者ノ就業場所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ但シ第四條但書ノ募集ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ

前項ノ勞務者募集計畫書ハ之ニ其ノ副本二通ヲ添附シ勞務者募集許可申請書ト共ニ就業場所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ（五）

第七條 募集主ハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ニ付應募者ノ就業場所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢閲ヲ受クベシ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ（と）

國民職業指導所長支障ナシト認ムルトキハ募集主ノ請求ニ依リ前項ノ文書ニ檢印ヲ爲スベシ（イ）
第八條 募集主勞務者ノ募集ニ關シ文書ヲ掲出又ハ頒布セントスルトキハ募集従事者ニ對シテ掲出

又ハ頒布セシムル場合ヲ除クノ外其ノ文書ヲ添附シ様式第三號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ズベシ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ廣告ヲ掲載スルトキハ此ノ限ニ在ラズ（五）

前項ノ届出ニ添附スベキ文書ハ就業場所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス（五）

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ募集主ニ對シ地域ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ關スル文書ノ掲出又ハ頒布ヲ制限スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集主ハ其ノ掲出シタル勞務者ノ募集ニ關スル文書ヲ撤去スベシ

一、掲出シタル文書ニ記載シタル事項變更アリタルトキ

二、募集ヲ終了シタルトキ

三、募集期間滿了シタルトキ

四、募集ヲ罷メタルトキ

五、募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ

六、事業ヲ廢止シタルトキ

一九〇

第十一條 募集主募集従事者タルコトヲ委託シタルトキハ様式第四號ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル勞務者募集従事委託書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

一、募集主ニ關スル事項

二、應募者ノ就業場ニ關スル事項

三、募集従事者ニ關スル事項

四、募集従事者ニ對スル委託ノ内容及報償ニ關スル事項

第十二條 募集主募集従事者ヲシテ應募ノ勸誘ヲ爲サシムルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル就業案内ヲ募集従事者ニ交付スベシ

一、募集主ニ關スル事項

二、應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項

三、短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了期日

四、就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

五、賃金ニ關スル事項

六、宿舍、食事ノ費用、往復ノ旅費等ノ負擔ニ關スル事項

七、制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

八、雇傭期間及解雇ニ關スル事項

九、負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助ニ關スル事項

第十三條 募集従事者勞務者ノ募集ニ著手セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ様式第五號ニ依リ各募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ他ノ募集従事者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ此ノ限ニ在ラズ(五)

一、募集主ニ關スル事項

二、應募者ノ就業場及應募者ノ就業スベキ事業ニ關スル事項

三、募集従事者ニ關スル事項

四、募集従事中ノ居所及事務所ニ關スル事項

五、當該國民職業指導所管内ニ於ケル募集従事期間及募集豫定人員(五)

六、應募者ノ集合ニ關スル事項

七、其ノ他募集ニ關スル事項

一九一

前項ノ届出ニハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スベキ文書各二通(一通ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス)及勞務者募集從事委託書ヲ添附スベシ(七)

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ第一項ノ届出ヲ修正シ國民職業指導所長ニ其ノ旨届出ツベシ(五)

第十四條 國民職業指導所長前條ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第六號ニ依ル勞務者募集從事證ヲ交付スベシ(五)

勞務者募集從事證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ募集従事者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

勞務者募集從事證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スベシ

前二項ノ申請ハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十五條 募集従事者應募者ヲ引率シテ旅行セントスルトキハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第八號ニ依リ出發地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ(一)

國民職業指導所長前項ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第九號ニ依ル應募者引率旅行證ヲ交付スベシ(一)

第十六條 募集従事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中ハ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ携帯スベシ

募集従事者ハ應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ提示スベシ

第十七條 募集従事者ハ應募セントスル者ニ對シ第十二條ノ就業案内ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スベシ

第十八條 募集従事者ハ勞務者ノ募集ニ從事中様式第十號ニ依ル應募者名簿ヲ携帯シ又ハ第十三條ノ規定ニ依リ届出デタル居所若ハ事務所ニ備付クベシ但シ他ノ募集従事者ノ勸誘シタル應募者ノ證衡又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 募集従事者ハ自己ノ勸誘シタル應募者ヲ他ノ募集従事者ガ證衡シ又ハ引率旅行スルトキハ其ノ證衡又ハ引率セララルル應募者ニ付應募者名簿ノ寫ヲ作成シ其ノ證衡又ハ引率旅行ヲ爲ス募集従事者ニ交付スベシ

募集従事者他ノ募集従事者ノ勧誘シタル應募者ヲ詮衡シ又ハ引率旅行スルトキハ前項ノ應募者名簿ノ寫ヲ携帯スベシ

第二十條 募集従事者ハ毎月ノ勞務者ノ募集ノ狀況ヲ翌月五日迄ニ様式第十一號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ツベシ但シ他ノ募集従事者ノ勧誘シタル應募者ノ詮衡又ハ引率旅行ノミヲ爲ス募集従事者ハ此ノ限ニ在ラズ(五)

第二十一條 募集従事者各國民職業指導所管内ニ於ケル勞務者ノ募集ヲ終了シタルトキハ募集終了ノ日ヨリ五日以内ニ勞務者募集従事證ヲ添附シ様式第十二號ニ依リ當該國民職業指導所長ニ届出ツベシ(五)

第二十二條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ承諾ヲ得ルコト能ハザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 募集従事者ハ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
一、勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコト

二、募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ、誇大虚偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト

三、第十三條ノ届出ニ添附シタル文書ニ非ザル文書ヲ届出又ハ頒布スルコト

四、應募ヲ強要スルコト

五、應募ヲ他人ニ委託スルコト

六、應募者ヲ勞務者募集従事證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

七、金品ヲ給與シ又ハ貸付ケテ應募ヲ勧誘スルコト

八、準備中ノ者ニ對シ應募ヲ勧誘スルコト

九、應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十、勞務者募集従事委託書記載ノ報償ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ募集ニ關シ募集主ヨリ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十一、應募者若ハ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

十二、應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ゲ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲ス

十三、當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ偽ルコト

十四、應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

十五、應募者又ハ應募セントスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ案内ヲ爲スコト

十六、募集ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト

第二十四條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ募集従事者ニ對シ地域又ハ期間ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ制限スルコトヲ得(イ)

國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ募集従事者ニ對シ其ノ指定スル者ノ募集ヲ制限スルコトヲ得(ウ)

第二十五條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ勞務者募集従事委託書、勞務者募集従事證、應募者引率旅行證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 國民職業指導所長ハ募集従事者勞務者ニ關シ違法又ハ不當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲スノ虞アリト認ムルトキハ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ禁止スルコトヲ得(ウ)

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ募集従事者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證ヲ返納スベシ

一、募集主募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ

二、募集主應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ

三、募集主募集ヲ罷メタルトキ

四、募集主募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ

五、募集従事者募集従事者タルコトヲ罷メタルトキ

六、募集従事者募集ニ從事スルコトヲ禁止セラレタルトキ

第二十八條 應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ爲サザルニ至リタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行證ヲ返納スベシ

應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集従事者應募者ノ引率旅行ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク應募者引率旅行證ヲ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出スベシ(ウ)

第二十九條 募集従事者死亡シタルトキハ戸籍法第一百七條ノ届出義務者ハ遲滞ナク勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ヲ返納スベシ

第三十條 募集主ハ勞務者募集従事委託書ニ記載シタルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ勞務者ノ募集ニ關シ募集従事者ニ對シ金錢其ノ他ノ財物ヲ給與スルコトヲ得ズ

第三十一條

左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主ハ應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スベシ

一九八

- 一、就業案内ニ記載シタル事實ト相違シタルトキ
 - 二、募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
 - 三、考試、身體検査其ノ他ノ募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ
 - 四、其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ
- 第三十二條 左ノ各號一ノニ該當スルトキハ募集主ハ五日以内ニ其ノ旨第四條ノ地方長官ニ届出ツベシ

- 一、第五條第一項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ
- 二、應募者ノ就業場ノ名稱ニ變更アリタルトキ
- 三、應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ
- 四、募集ヲ罷メタルトキ
- 五、募集従事者ノ委託ヲ解キタルトキ

第三十三條

募集主ハ毎月五日迄ニ前月ノ募集狀況ヲ様式第十三號ニ依リ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ

第三十四條

第五條第三項ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル届出ニ之ヲ準用ス

第三十五條

當該官吏ハ募集主又ハ應募者ノ就業場ノ管理者ニ對シ募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條

地方長官ハ募集ヲ不適當ト認ムルトキハ其ノ募集ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一、第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル募集方法ニ依ラズシテ勞務者ノ募集ヲ爲シ又ハ勞務者ノ募集ニ従事シタル者

- 二、第五條第二項、第七條第一項、第八條第一項、第十條、第十二、條第十三、條第十四條第三項、

- 第十五條第一項、第十六條乃至第二十三條、第二十七條乃至第三十三條ノ規定ニ違反シタル者

- 三、應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

- 四、第九條、第二十四條乃至第二十六條又ハ第三十五條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

- 五、勞務者募集従事證又ハ應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケズシテ募集ニ従事シタル者

一九九

六、募集従事者ヨリ委託ヲ受ケテ應募者ヲ誘導シタル者

第三十八條 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十九條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 本令中地方長官トアルハ第二條、第六條第一項、第九條乃至第三十三條ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

第四十一條 本令ハ移民保護法ニ依ル募集及船員法ノ船員ノ募集ニハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月厚生省令第十九號勞務者募集規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ募集ニ關スル本令ノ適用ハ左ノ各

號ニ依ル

一、當該勞務者ノ募集ノ許可ノ申請書ニ添附シタル募集ニ關シ配布スベキ文書ニ付テハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

二、従前ノ規定ニ依リ募集従事者證ヲ交付ヲ受ケタル募集従事者ニ付テハ第十一條及第十四條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ當該募集従事者證ヲ以テ勞務者募集従事委託書及勞務者募集従事證ト看做ス

(様式省略)